
今月のテーマ **エコカー補助金**

環境対応車を購入すると補助金がもらえるいわゆるエコカー補助金は、対象となる新車の購入で最大90万円、最初の登録から13年以上経過した車の廃車を伴う新車の購入の場合は最大180万円の補助金を受けられる制度です。この制度の申請期限は平成22年3月31日でしたが、閣議決定により平成22年9月30日まで延長されました(ただし、予算がなくなり次第終了となります)。この制度は、個人だけでなくエコカーを購入した法人にも適用があります。そこで、個人・法人がエコカー補助金を受けた場合の課税関係を整理してみました。

1. 個人の場合

(1) 事業用資産の購入をした場合

エコカー補助金の額を総収入金額に算入(収入計上)しなくともよいですが、この場合一定の明細書を添付した確定申告書を提出しなければなりません。また、この場合の固定資産の取得価額は、購入対価から補助金の額を控除した金額となりますので、減価償却費の計算も減額後の取得価額を元に計算します。

したがって、補助金の額を取得価額から減額した分だけ毎期の減価償却費が減り、課税所得が増えるため、固定資産の耐用年数にわたって課税が行われます(課税の繰り延べ)。

(2) それ以外の場合(自家用車の購入など)

エコカー補助金の額は一時所得として総収入金額に算入します。しかし、補助金の額が50万円以下であれば、一時所得の特別控除額(50万円)の範囲内であるため、課税は生じません(満期保険金等他の一時所得がない場合)。

2. 法人の場合

法人がエコカー補助金を受け入れた場合には、国庫補助金の圧縮記帳の適用があります。この場合、個人の場合と同様に補助金の額を固定資産の取得価額から減額し、補助金の額を取得価額から減額した分だけ毎期の減価償却費が減り、課税所得が増えるため、固定資産の耐用年数にわたって課税が行われます。

具体例を挙げると以下の通りです。

【例】150万円のエコカーを購入して25万円の補助金を受けた場合

(減価償却費の計算は、耐用年数は5年の定額法で、法人税等は税率40%で計算しています。)

	①補助金について圧縮記帳をしなかった場合						②補助金について圧縮記帳を行った場合					
	X1期	X2期	X3期	X4期	X5期	合計	X1期	X2期	X3期	X4期	X5期	合計
補助金収入	25					25	0					0
減価償却費	△30	△30	△30	△30	△30	△150	△25	△25	△25	△25	△25	△125
他の課税所得	100	100	100	100	100	500	100	100	100	100	100	500
課税所得合計	95	70	70	70	70	375	75	75	75	75	75	375
法人税等	38	28	28	28	28	150	30	30	30	30	30	150

※ ①の場合の毎期の減価償却費 $150 \times 0.200 = 30$ 、②の場合の毎期の減価償却費 $(150 - 25) \times 0.200 = 25$